

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(水産課)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

◇告 示 字の区域の変更等(地方課)

県自然環境保全地域の指定予定(自然保護課)

県自然環境保全地域に関する保全計画の決定予定(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

都市計画事業の変更に係る図書の写しの縦覧(四件)(都市計画課)

宅地建物取引主任者資格試験実施に関する事務の委任(建築課)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十三号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表利子補給率の欄中「年三・四パーセント」を「年三・五パーセント」に、「年三・二パーセント」を「年三・三パーセント」に、「年二・四パーセント」を「年二・五パーセント」に、「年二・二パーセント」を「年二・三パーセント」に、「年一・八パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年一・六パーセント」を「年一・七パーセント」に、「年一・九パーセント」を「年二・一パーセント」に、「年〇・六五パーセント」を「年〇・八五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の規定は、昭和六十二年七月一日から適用する。
- 3 昭和六十二年七月一日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十四号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年五・一パーセント」を「年四・七パーセント」に改める。

第四条中「年一・九パーセント」を「年二パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の規定は、昭和六十二年七月一日から適用する。

3 昭和六十二年七月一日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第七百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による下市地区第一工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十二年四月二日現在の地番による。）
大字八幡字北中橋	大字八幡字北中橋のうち九九の四、一〇〇の二、一〇一の一部、一〇二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八幡字三良兵衛山	大字八幡字北中橋一〇一の一部、一〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字八幡字三良兵衛山のうち一二六の一の一部、一二六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字橋本二二九から一三一までの一部及びこれらと一体をなす国有地
大字八幡字橋本	大字八幡字三良兵衛田二七九の二、二八〇、二八四の四、二八四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四の一から二八四の三までと一体となす国有地の一部 大字八幡字北中橋九九の四、一〇〇の二、一〇一の一部、一〇二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

<p>大字八幡字中橋ノ下</p>	<p>大字八幡字橋本のうち一二七、一二八、一二九から一三二までの一部、一三五の一部、一三六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字中橋ノ下一五五の一、一五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字念佛面一五六、一五七、一五八から一六〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字土器田二六一と一体をなす国有地の一部 大字八幡字公文給二六二の一部、二六三の一部、二七一の一部</p>
<p>大字八幡字念佛面</p>	<p>大字八幡字中橋ノ下一五五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字念佛面のうち一五六、一五七、一五八から一六〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字浜新田二二八の二、二二九の二、二三一の三、二三四の一、二三四の三、二三五の一、二三五の三、二三六の一及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字土器田二二九の一部、二四〇の一部、二四一、二四二の一部、二四六の一部、二四七の一部、二四八、二四九の一部、二五八の一部、二五九から二六一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字八幡字公文給二六二の一部、二六五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八幡字浜新田</p>	<p>大字八幡字浜新田のうち二二四の一、二二八の二、二二九の二、二三一の三、二三四の一、二三四の三、二三五の一、二三五の三、二三六の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二二二の一、二二三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字八幡字土器田</p>	<p>大字八幡字土器田のうち二二九の一部、二四〇の一部、二四一、二四二の一部、二四六の一部、二四七の一部、二四八、二四九の一部、二五八の一部、二五九から二六一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字公文給二六二の一部、二六三の一部、二六四、二六五の一部、二六六から二六八まで、二六九から二七一までの一部、二七三の一部及びこれらと一体となす国有地 大字八幡字孫屋敷三二〇から三二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字八幡字善兵衛田三二三の一部、三二七の一部、三二八の一部、三三〇の一部、三三一、三三二の一、三三二の二の一部、三三六の一部、三三七から三四〇まで、三四一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字下林ノ東三五五の一部、三五六、三五七の一、三五七の二、三五八、三五九、三六〇の一部、三六一の一、三六二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字下林ノ西三六六の一の一部</p>
<p>大字八幡字公文給</p>	<p>大字八幡字三良兵衛山一二六の一の一部、一二六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字橋本一二七、一二八、一二九の一部、一三五の一部、一三六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字公文給のうち二六二から二六八まで、二六九から二七一までの一部、二七三の一部、二七八の一の一部、二七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字孫屋敷三二〇の一の一部、三一一、三一二の一部、三一三の一部、三一四、三一五の一部、三一八の一部、三一九、三二〇から三二二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字八幡字三良兵衛田</p>	<p>大字八幡字公文給二七八の二の一部、二七八の二の一部、大字八幡字三良兵衛田のうち二七九の二、二八〇、二八四の四、二八四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四の一から二八四の三までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字八幡字孫屋敷</p>	<p>大字八幡字孫屋敷のうち三一〇の二の一部、三一〇の二の一部、三一三の一部、三一四、三一五の一部、三一七の一部、三一八の一部、三一九、三二〇から三二二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字八幡字土居ノ下四二六の一部、四二七の二、四三四の二及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字屋敷田四四〇の二の一部、四四一の一部、四四三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字八幡字善兵衛田</p>	<p>大字八幡字孫屋敷三一七の一部、三一八の一部、三二〇の一部、三二一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字善兵衛田のうち三二三の一部、三二七の一部、三二八の一部、三三〇の一部、三三一、三三二の二、三三三の二の一部、三三三の二の一部、三三六の一部、三三七から三四〇まで、三四一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字畠田の全域 大字八幡字下林ノ東三五五の一部、三六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字下林ノ西三六六の二の一部、三六七、三六八の一部、三七四の二の一部、三七五の一部、三七六及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字汐汲場三七七から三八〇までの一部、三八三から三八五までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字引木田四一八の一部、四一九の一部、四二三の一部、四二四の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字土居ノ下四二五、四二六の一部及びこれらと一</p>
<p>大字八幡字下林ノ東</p>	<p>大字八幡字下林ノ東のうち三五五、三五六、三五七の二、三五七の二、三五八から三六〇まで、三六一の二、三六二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字下林ノ西三六六の二の一部、三六六の二、三六八の一部、三六九から三七一まで、三七三の二、三七四の二の一部、三七四の二から三七四の五まで、三七五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字汐汲場三八四の一部、三八五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字東沢三八六の一部、三八七の一部及び三八六、三八七、三八九の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字八幡字下林ノ西</p>	<p>大字八幡字下林ノ西のうち三六六の二、三六六の二、三六七から三七一まで、三七三の二、三七四の二から三七四の五まで、三七五、三七六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字汐汲場三八五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字東沢のうち三八六の二の一部、三八七の二の一部、四〇三の二の一部、四〇四、四〇五及びこれらと一体をなす国有地並びに三八六、三八七、三八九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字八幡字沢五二二の一部、五二三の二の一部、五二四、五二五の一部、五二六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字下沢五三七の四、五三八の二の一部、五三九の二、五四〇の二の一部、五四一の二の一部、五四二の二、</p>
<p>大字八幡字東沢</p>	<p>大字八幡字東沢のうち三八六の二の一部、三八七の二の一部、四〇三の二の一部、四〇四、四〇五及びこれらと一体をなす国有地並びに三八六、三八七、三八九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字八幡字沢五二二の一部、五二三の二の一部、五二四、五二五の一部、五二六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字下沢五三七の四、五三八の二の一部、五三九の二、五四〇の二の一部、五四一の二の一部、五四二の二、</p>

<p>大字八幡字西ノ畑</p>	<p>大字八幡字屋敷田</p>	<p>大字八幡字土居ノ下</p>	<p>大字八幡字引木田</p>	
<p>大字八幡字屋敷田四四〇の二の一部、四四一の一部、四四二の一部、四四三から四四七まで、四四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字八幡字屋敷田のうち四四〇の二、四四一、四四二の一部、四四三から四四七まで、四四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字八幡字土居ノ下のうち四二五、四二六、四二七の二、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>五四三、五四四の一部、五四五の一部、五四七の一部、五四八及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字河原山五四九の一部、五五〇の二、五五一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字八幡字汐汲場三七七から三八〇までの一部、三八一、三八二、三八三から二八五までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字東沢四〇二の一部、四〇三の一部、四〇四、四〇五及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字引木田のうち四一二の一部、四一三の一部、四一四、四一五の一部、四一六の一部、四一八の一部、四一九の一部、四二三の一部、四二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字屋敷田四四三の一部、四四四の一部、四四五、四四六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字西ノ畑四七五から四七七までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字松山四九三の一部、四九四の二の一部、四九四の二の一部、四九五、四九六、四九七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字沢五一二、五一三、五一四の一部、五一八の一部、五一九の一部、五二〇、五二一、五二二の一部、五二三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	
<p>大字八幡字下沢</p>	<p>大字八幡字松山</p>			
<p>大字八幡字沢のうち四一二から五一六まで、五一七の一部、五一八から五二一まで、五二二の一部、五二三、五二四、五二五の一部、五二六の一部、五二七から五三一まで、五三二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字八幡字引木田四一二の一部、四一三の一部、四一四、四一五の一部、四一六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字西ノ畑四七六の一部、四七七の一部、四八五の二、四八五の三の一部、四八六の二、四八七の二及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字松山のうち四九三の一部、四九四の二の一部、四九四の二の一部、四九五、四九六、四九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字沢五一四の一部、五一五、五一六、五一七から五一九までの一部、五二二の一部、五二六の一部、五二七から五三一まで、五三二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字羽田井田五九一の一部、五九二の一部、五九七の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字昆沙門田五九八から六〇〇までの一部、六一〇から六一二までの一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字薬師面六一三の一部、六一四の一部、六一七の一部、六一八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>			<p>二の一部、四四三の一部、四四六の一部、四四七、四四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字西ノ畑のうち四七五の一部、四七六、四七七の一部、四八五の二、四八五の三の一部、四八六の二、四八七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四七二の二、四八七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字八幡字河原山</p>	<p>大字八幡字羽田井田</p>	<p>大字八幡字昆沙門田</p>
<p>三九の一、五四〇の一の一部、五四一の一の一部、五四二の一、五四三、五四四から五四七までの一部、五四八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字河原山五六二の一部、五六六の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字羽田井田五七九の一部、五八〇の一の一部、五八二の一の一部、五八三の一、五八三の四、五八四の一、五八四の三、五八五の一の一部、五九〇から五九二までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字八幡字河原山五六二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字八幡字下沢五四六の一部及びこれと一体をなす国有地 大字八幡字河原山のうち五四九の一部、五五〇の二、五六二の一部、五六六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字八幡字羽田井田のうち五七九の一部、五八〇の一の一部、五八二の一の一部、五八三の一、五八三の四、五八四の一、五八四の三、五八五の一の一部、五九〇の一部、五九一、五九二の一部、五九三の一の一部、五九六の一、五九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字八幡字薬師面</p>	<p>大字八幡字妻ノ神</p>	<p>大字八幡字西屋敷</p>	<p>これらと一体をなす国有地 大字八幡字西ノ畑四八七の一と一体をなす国有地の一部 大字八幡字薬師面のうち六一三から六一六まで、六一七の一部、六一八の一部、六一九、六二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六二三から六二五までと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字八幡字薬師面六一六から六一八までの一部、六一九及びこれらと一体をなす国有地並びに六二三から六二五までと一体をなす国有地の一部 大字八幡字妻ノ神のうち六三〇の一、六三〇の二、六三一、六三二の一、六三三の一、六三四の一、六三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字西屋敷六四三の一の一部、六四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字八幡字薬師面六二二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字八幡字西屋敷のうち六四三の一の一部、六四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字八幡字畠田、大字八幡字汐汲場、大字八幡字沢</p>
-----------------	-----------------	-----------------	--

鳥取県告示第七百五十七号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十三条第一項の規定に基づき、県自然環境保全地域を指定する予定であるので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 県自然環境保全地域の名称
洗足山県自然環境保全地域

二 県自然環境保全地域に含まれる土地の区域

八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木州四〇二の一、四〇四の一及び四〇五の一并びに大字川中宇六郎木谷七六一の一の一部（面積二三・〇ヘクタール）

三 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び用瀬町役場

四 県自然環境保全地域の指定の案の縦覧期間

昭和六十二年九月十九日から二週間

鳥取県告示第七百五十八号

鳥取県自然環境保全条例（昭和四十九年十月鳥取県条例第四十一号）第十四条第一項の規定に基づき、洗足山県自然環境保全地域に関する保全計画を定める予定であるので、同条第四項において準用する同条例第十三条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保全計画の決定の案の概要

1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域は、山頂部が残丘状の地形を呈し、山腹部は壮年期の急しゅんな地形を示している。

植生は、尾根部の岩石地にはヒノキ及びヒメコマツが、谷部に近い岩石地にはシャクナゲが比較的密度高く広い範囲にわたり自生している。特に、ヒメコマツは、自生地が日本海側に少ないうえ、鳥取県における数少ない自生地の一つとして学術的に非常に貴重なものである。

このように本地域は、貴重な植物の自生地であるので、その一部を特別地区に指定し、適正な保全を図る。

2 特別地区の指定に関する事項
特別地区は、次のとおりとする。

名 称	区 域	面 積
洗足山特別地区	八頭郡用瀬町大字樟原字椎ノ木州四〇五の一の一部	一三・五五ヘクタール

3 保全のための規制に関する事項

鳥取県自然環境保全条例第十六条第三項に規定する木竹の伐採の方法及び次の限度は、次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及び限度
2 の 特 別 地 区 の 区 域	ヒメコマツ、シャクナゲ及びヒノキは、原則として禁伐とし、その他の立木については、原則として三〇パーセント以内の択伐により伐採できるものとする。

ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれがないときは、一伐区二ヘクタール以内の皆伐を行うことができるものとする。

4 保全のための施設に関する事項
 保全施設は、次のとおりとする。

施設の種類	位 置	工 種
巡視歩道	(起点) 八頭郡用瀬町大字樟原 (終点) 八頭郡用瀬町大字川中	新設
標 識	八頭郡用瀬町大字樟原及び大字川中地内	〃

二 保全計画の決定の案の縦覧場所

鳥取県衛生環境部自然保護課及び用瀬町役場

三 保全計画の決定の案の縦覧期間

昭和六十二年九月十九日から二週間

鳥取県告示第七百五十九号

三朝町が行う土地改良事業に係る穴鴨第二地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年九月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碕町が行う土地改良事業に係る下市地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道

の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、郡家町から八領中央都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百六十五号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十六条の二第一項の規定に基づき、宅地建物取引主任者資格試験の実施に関する事務を建設大臣の指定する機関に行わせることとしたので、同法第十六条の五第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 試験を行わせることとした指定試験機関の名称
財団法人不動産適正取引推進機構
- 二 主たる事務の所在地
東京都港区西新橋二丁目七番四号

三 試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都港区西新橋二丁目七番四号

四 指定試験機関に試験事務を行わせることとした日

昭和六十三年一月一日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十六号

昭和六十二年第十回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十二年九月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

一 日時 昭和六十二年九月二十二日(火)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

1 昭和六十二年度青年リーダー養成ブロック研修について

2 都道府県選挙管理委員会連合会中国支会啓発協議会(書記長会議)について